

規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第3号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(省令第3条の規則で定める場合)

第2条 省令第3条の規則で定める場合は、建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心より低い場合とする。

(省令第4条の規則で定める距離)

第3条 省令第4条の規則で定める距離は、次の各号に掲げる前面道路の幅員に応じ、当該各号に定める距離とする。

- (1) 12メートル以下の場合 6メートルに、前面道路の路面の中心から建築物の敷地の地盤面までの垂直距離を加えた距離
(2) 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離に、前面道路の路面の中心から建築物の敷地の地盤面までの垂直距離を加えた距離

(省令第5条第4項の規則で定める書類)

第4条 省令第5条第4項(省令附則第3条において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書類(法第17条第3項に規定する計画の認定を受けた計画に従い耐震改修が行われた建築物にあっては、

当該計画に従い耐震改修が行われたことを証する書類)とする。

(省令第28条第2項の規則で定める書類)

第5条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、法第17条第3項に規定する計画の認定を受けようとする計画が同項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

(省令第33条第1項及び第2項第1号の規則で定める書類)

第6条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、同項に規定する申請書に同項第2号に掲げる書類を添えて提出する場合以外の場合にあっては、建築物が法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類(法第17条第3項に規定する計画の認定を受けた計画に従い耐震改修が行われた建築物にあっては、当該計画に従い耐震改修が行われたことを証する書類)とする。

(省令第37条第1項第3号の規則で定める書類)

第7条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、法第25条第1項に規定する区分所有建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

(書類の経由)

第8条 法及び省令の規定に基づき知事に提出する書類は、報告又は申請に係る建築物の所在地を管轄する地方事務所の長を経由しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課

告示

長野県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地

変更後の医療機関の名称及び所在地

変更した年月日

こもれび訪問看護ステーション 上高井郡高山村大字高井5329-2

こもれび訪問看護ステーション 上高井郡高山村大字高井4486-1

平成27年2月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第95号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
理事長 小早川 隆敏
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 講習会の開催日
平成27年7月13日（月）～7月15日（水）
- 3 講習会場の名称及び所在地
長野県松本勤労者福祉センター
松本市中央4-7-26
- 4 受講料
1万8,000円

食品・生活衛生課

長野県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
野沢温泉村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
野沢温泉都市計画下水道事業 野沢温泉村公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年11月10日から
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第97号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草2423の41

- 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第98号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草5992
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第99号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村大字塚字大入3985の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第100号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）

2 作業期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

長野県告示第101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

横川2、横川3、園原2、園原18、園原8、園原15、園原10、園原11、園原9、園原19、市の沢1、曾山2、曾山4、曾山5、曾山6、中央2、濃間6、戸沢3、中央4、濃間7、戸沢6、向2、園原20、戸沢5、戸沢8、中野1、上町1、上町2、上町3、上町4、濃間4、濃間5、大野4、奥藤3、奥藤1、奥藤4、奥藤13、奥藤14、奥藤7、奥藤8、奥藤6、奥藤11、上郷1、上郷17、上郷8、上郷6、上郷12、上郷15、上郷11、下郷1、上郷10、原の平1、古科1、東栗矢2、東栗矢9、備中原1、洞11、昼神4、昼神11、昼神7、昼神1、古科2、古科3、古科4、大沢6、下町2、下町1、下町3、木戸脇1、中関下10、下平4、大橋1、曾山3、曾山7、寺尾8、伝馬町1、中関下14、中関下15、中関下13、中関下12、中関下11、中関下5、中関下3、中関下4、中関下2、中平4、七久里3、地久保1、西栗矢7、西栗矢8、中関下1、中関上6、七久里1、七久里2、堅町1、下西1、下西2、下西3、中関上5、中関上1、中関上2、中関上3、中関上4、砂田1、砂田2、砂田3、砂田7、砂田5、砂田6、砂田8、砂田4、備中原2、備中原3、備中原4、備中原5、上郷3、上郷4、上郷5、上郷2、下郷2、下郷3、下郷5、下郷4、上郷9、上郷7、上郷13、上郷16、大鹿2、大鹿1、大鹿3、大鹿4、下平3、上郷14、洞1、中平3、洞2、洞3、洞6、洞8、洞7、洞9、洞10、洞4、大鹿5、大鹿6、日の入2、日の入1、日の入3、日の入4、日の入5、日の入6、日の入7、日の入8、寺尾1、寺尾2、寺尾3、寺尾5、寺尾4、寺尾6、寺尾7、東栗

矢3、東栗矢4、東栗矢10、東栗矢5、東栗矢7、東栗矢6、横川1、横川4、横川5、横川6、横川8、横川7、園原13、園原14、園原12、園原16、園原17、園原1、園原3、園原4、園原5、園原6、園原7、園原21、園原22、濃間2、濃間3、中央1、中央3、戸沢1、向1、戸沢2、戸沢4、戸沢7、戸沢9、戸沢10、向3、平瀬1、平瀬2、平瀬3、平瀬4、昼神2、昼神3、昼神5、昼神6、昼神8、昼神12、昼神13、昼神14、昼神10、昼神9、昼神15、昼神16、昼神17、昼神18、昼神19、曾山1、下平1、下平2、中平1、中平2、伏谷1、伏谷2、大沢1、大沢2、大沢4、大沢5、奥藤5、奥藤2、奥藤9、奥藤10、奥藤12、中野2、中野3、中野4、中野5、中野6、大野1、大野2、大野3、北青見平1、城山1、古科5、中関下6、中関下7、中関下8、中関下9、丸山1、洞5、東栗矢11、東栗矢14、東栗矢13、東栗矢12、東栗矢8、東栗矢1、西栗矢12、西栗矢11、西栗矢13、西栗矢1、西栗矢2、西栗矢4、西栗矢6、西栗矢5、西栗矢3、西栗矢9、西栗矢10、南青見平1及び寺尾9

2 指定の区域

下伊那郡阿智村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

横川2、横川3、園原2、園原18、園原8、園原15、園原10、園原9、園原19、市の沢1、曾山4、曾山5、曾山6、中央2、戸沢3、中央4、戸沢6、園原20、戸沢5、戸沢8、上町1、上町2、上町3、上町4、濃間4、濃間5、大野4、奥藤3、奥藤1、奥藤4、奥藤7、奥藤6、上郷1、上郷17、上郷8、上郷6、上郷12、上郷15、上郷11、下郷1、上郷10、古科1、東栗矢2、東栗矢9、洞11、昼神4、昼神11、昼神7、昼神1、古科2、古科3、下町2、下町1、木戸脇1、下平4、大橋1、曾山3、曾山7、寺尾8、伝馬町1、中関下15、中平4、七久里3、地久保1、西栗矢7、西栗矢8、中関下1、中関上6、七久里1、七久里2、堅町1、下西1、下西2、下西3、中関上5、中関上1、中関上2、中関上3、中関上4、砂田1、砂田2、砂田3、砂田7、砂田5、砂田6、砂田8、砂田4、備中原2、上郷3、上郷4、下郷2、下郷3、下郷4、上郷9、上郷7、上郷13、大鹿2、大鹿1、大鹿4、下平3、上郷14、洞1、中平3、洞3、洞6、洞8、洞7、洞9、洞10、大鹿5、大鹿6、日の入2、日の入3、日の入4、日の入5、日の入6、日の入7、日の入8、寺尾2、寺尾3、寺尾5、寺尾4、寺尾6、寺尾7、東栗矢5、横川1、横川5、横川6、横川8、横川7、園原14、園原12、園原16、園原17、園原1、園原3、園原4、園原5、園原6、園原7、園原21、園原22、濃間2、濃間3、中央3、戸沢1、戸沢2、戸沢4、戸沢7、戸沢9、向3、平瀬1、平瀬2、平瀬4、昼神2、昼神

3、昼神5、昼神6、昼神8、昼神12、昼神13、昼神14、昼神10、
昼神9、昼神15、昼神16、昼神19、曾山1、下平1、中平1、中
平2、伏谷2、大沢1、大沢4、奥藤5、奥藤2、奥藤12、中野
2、中野3、中野5、中野6、大野1、北青見平1、城山1、古
科5、中関下7、中関下8、丸山1、洞5、東栗矢11、東栗矢13、
東栗矢12、東栗矢8、東栗矢1、西栗矢12、西栗矢11、西栗矢13、
西栗矢2、西栗矢4、西栗矢3、西栗矢9、西栗矢10及び寺尾9

2 指定の区域

下伊那郡阿智村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県
建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供し
ます。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する
法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する
事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定に
より、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災
害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

平岡7

2 一部について指定を解除する区域

諏訪郡富士見町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県
建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供し
ます。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する
法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する
事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に
より、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区
域を次のとおり指定します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

南沢川、栃ヶ外洞1、栃ヶ外洞2、水口洞、洞ヶ沢、小山入洞、
大日向洞、黒羽沢1、黒羽沢2、黒羽沢3、大沢、ほとば沢、皇
大神社横、ウルシ沢、伏谷、恩出、押出沢、弓の又川、新七谷1、
新七谷2、南の沢川1、蟹場洞、蛸洞、鳥ヶ洞、梨子野川、井の
洞、真名板倉沢、岩の沢川1、岩の沢川2、清坂洞、宮の脇川、
大六沢川支川、大六沢川1、大六沢川2及び河内川

2 指定の区域

下伊那郡阿智村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県
建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供し
ます。)

砂防課

長野県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に
より、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警
戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

栃ヶ外洞1、栃ヶ外洞2、水口洞、洞ヶ沢、大日向洞、黒羽沢
1、黒羽沢2、大沢、ほとば沢、蟹場洞、真名板倉沢、岩の沢川
1、岩の沢川2、清坂洞、宮の脇川、大六沢川支川、大六沢川1、
大六沢川2及び河内川

2 指定の区域

下伊那郡阿智村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県
建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供し
ます。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する
法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する
事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に
より、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区
域を次のとおり指定します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

原大沢、平沢、馬曲、部谷沢、千の平東及び浦山

2 指定の区域

下高井郡木島平村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野
県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供
します。)

砂防課

長野県告示第107号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項におい
て準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変
更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20
条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画

の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

大町都市計画公園 9・6・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成19年11月8日長野県告示第566号の土地の区域のうち大町市常盤字野田、字上原、字花見山、字大川除、字菅沢、字大岩、字大高見、字竹原、字金山、字神明原、字カリウラ、字揚口、字マセガキ、字西原、字割山、字実地原、字北嵐、字城山、字ワシ岩、字内ノ皮、字若山ノ神、字大洞、字光石、字小洞、字桐山、及び字新城山地内の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所及び大町市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画公園 9・5・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成2年11月19日長野県告示第786号の土地の区域のうち北安曇郡松川村字雁倉、字土橋及び字番々平地内の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、松川村役場及び池田町役場

都市・まちづくり課

長野県告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画公園 9・6・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成26年3月27日長野県告示第182号の土地の区域のうち安曇野市穂高牧、穂高柏原及び堀金烏川地内の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県安曇野建設事務所及

び安曇野市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第110号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の23第1項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の指定を更新しました。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 更新した指定確認検査機関の名称及び住所

一般財団法人長野県建築住宅センター

長野市篠ノ井御幣川306番地1

2 更新の日

平成26年12月1日

建築住宅課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年3月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅医療支援の会道

3 代表者の氏名

協坂 幸子

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡阿智村駒場447番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、病院などの施設から地域へと移行する療養や介護の対象となる地域の皆様に対し、訪問看護サービスを実施する。対象となる皆様が在宅で主体性をもって健康の自己管理と必要な資源を自ら活用し、生活の質を高めることができるようになることを目指し、地域の保健、医療、福祉の質の向上に寄与する事を目的とする。

県民協働課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項におい